

様式第五号（附則第三条関係）

（表面）

身体障害者補助犬法附則第三条に基づく表示	
○ ○ 犬	
有効期限：平成十六年九月三十日	
犬種	
訓練事業者名	
訓練事業者の住所及び連絡先	

（裏面）

（身体障害者補助犬法）（抜粋）

附則第三条 肢体不自由又は聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者は、第四章に規定する施設等の利用等を行う場合において、その者の補助を行う犬であって第十六条第一項の認定を受けていないものを同伴し、又は使用するときは、平成十六年九月三十日までの間に限り、第十四条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、その犬に「介助犬」又は「聴導犬」と表示をすることができる。

備考 この表示の大きさは、縦五十五ミリメートル以上、横九十ミリメートル以上とする。この用紙は厚紙を用い、表面はビニールカバー等をするにより容易に破損しないものとする。

「○○犬」には、介助犬又は聴導犬の別を記載する。